

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	09	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 都市計画税 ） 画税	
要望項目名	スーパー中枢港湾において指定会社等（民営化会社）が国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の特例措置の新設	
要望内容（概要）	○特例措置の対象（支援を必要とする制度の概要） 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三条第三項に規定する指定会社（以下「指定会社」という。）等が、国の補助金又は無利子貸付金により平成24年3月31日までに新たに取得する大規模コンテナ埠頭 ○特例措置の内容 取得後10年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2とする。（新設）	
関係条文	地方税法附則第15条第47項 地方税法施行令附則第11条第66項	
要望理由	熾烈な国際港湾間競争の中、我が国主要港は近年、相対的地位が低下し、アジア主要港のフィーダー港化が進んでいる。このような我が国主要港が、平成16年度からの国のスーパー中枢港湾政策によって、港湾コスト削減等によりアジア主要港に遜色ないコンテナ船の寄港環境を整備することで、基幹航路を維持し、フィーダー港化による物流コスト・輸送時間の上昇等を防ぐことは、我が国産業経済の国際競争力の強化や国民生活全体を支えるために必要不可欠である。 外貿埠頭公社等が保有管理する外貿コンテナ埠頭は、スーパー中枢港湾である5大港におけるコンテナ貨物取扱量の約7割を取扱い、これらの埠頭で取扱われるコンテナ貨物は全国に流通しており、我が国産業経済活動や国民生活全体を支える公益性、公共性の極めて高い施設である。 これらの施設についての管理運営の効率性をさらに向上させ、港湾コスト削減やサービス向上等を進めていく観点から、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」が平成18年に施行された。この法律により、外貿埠頭公社から指定会社への全額出資を通じ、外貿埠頭公社のうち旧公団承継法人の株式会社化が可能となり、東京港埠頭公社が平成20年4月に株式会社化したところ。他の公社でも株式会社化につき検討を行っている。 このような株式会社化を円滑に進め、公共性の高い施設として引き続きコスト削減を行うとともに、必要な新規設備投資を着実に進め、基幹航路の維持・拡大等につなげることは、国のスーパー中枢港湾政策においても極めて重要。 国としても、平成21年度予算からの「コンテナ物流の総合的集中改革プログラム」による、スーパー中枢港湾への集荷等のための内航フィーダー網強化や、外貿埠頭公社・会社への無利子貸付等に取り組んでいるところであるが、埠頭貸付料の一層の低廉化や設備投資促進のため、本特例措置の創設を是非お願いしたい。	
減収見込額	（初年度）16 （－） （平年度）16 （－） （単位：百万円） ※公社、指定会社より聞き取り	
地方税以外の措置	既存	・ 国税なし ・ 融資、補助金その他 ○ 指定会社に対する無利子貸付 ○ 指定会社に対する港湾機能高度化施設整備事業費補助 ○ 「コンテナ物流の総合的集中改革プログラム」
	22年度の要望	・ 国税 登録免許税の軽減措置：15/1000（平成22年度から3年間） ・ 融資、補助金その他 ○ 指定会社に対する無利子貸付 ○ 「コンテナ物流の総合的集中改革プログラム」
過去の要望経緯		
本要望に対応する	-	

